

南会津つながり深化事業 公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月5日
福島県南会津地方振興局

福島県（以下「県」という。）が実施する「南会津つながり深化事業」（以下、「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、本公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、本事業を効果的に実施するため、公募型プロポーザルを実施する。

1 事業の目的

南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町）の人との交流を促進するため交流イベント等を開催し、人との出会いのきっかけをつくり、人とのつながりを強化することで、新たな仕事の創出や、コミュニティの形成のほか、将来的な結婚につながるなど、地域活力の向上を図る。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 南会津つながり深化事業
- (2) 業務内容 別紙「南会津つながり深化事業仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期限 委託契約締結の日から令和6年3月29日（金）までの期間
- (4) 委託費の上限 8,000,000円（地方消費税及び消費税の額を含む）

3 スケジュール

令和5年6月5日（月）	【公募開始】
令和5年6月12日（月）正午まで	【質問書の提出期限】
令和5年6月13日（火）	質問回答
令和5年6月19日（月）17時まで	【企画プロポーザル参加表明書提出期限】
令和5年6月26日（月）正午まで	【企画提案書提出期限】
令和5年6月28日（水）	【プレゼンテーション審査】
令和5年6月29日（木）以降	【審査結果の通知】
7月 上旬	仕様書の協議
7月 上中旬	契約締結

4 公募型プロポーザルに係る事項

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加者の資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者が共同体を構成し、提案することも可とする。この場合は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、構成員の参加者資格についても同様に取り扱う。

(1) 参加者の資格要件

- ア 本業務委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- イ 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- エ 募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続きの開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の規定による民事再生法手続開始の申し立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた団体を除く。）でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。
 - (ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、暴力団員という。）
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- キ 県税を滞納している者ではないこと。
- ク 消費税又は地方消費税を滞納している者ではないこと。
- ケ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- コ 以下に該当する者が役員ではないこと。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処されている者。
- サ 政治団体（政治資金規制法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定による者）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定による者）ではない者

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県南会津地方振興局のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

5 質問等の受付

(1) 受付期限

令和5年6月12日(月)正午まで(必着)。

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、福島県南会津地方振興局企画商工部宛に電子メール又はFAXにより提出すること。件名は「【質問】「南会津つながり深化事業業務委託」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨連絡すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県南会津地方振興局のホームページに回答期限令和5年6月13日(火)まで、随時回答を行う(個別の回答は行わない)。

6 公募型プロポーザル参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「南会津つながり深化事業業務委託公募型プロポーザル参加表明書(第2号様式)」を提出期限までに「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。この提出がない者の企画提案は受け付けることができないものとする。

受領後、参加資格等の不備が無い場合は、その結果を速やかに参加者へ連絡する。

(1) 提出期限

令和5年6月19日(月)17時まで(必着)

(2) 提出方法

参加表明書(第2号様式)を電子メール又はFAXにより提出すること。件名は「【公募型プロポーザル参加表明書】「南会津つながり深化事業業務委託」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨を連絡のこと。

(3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和5年6月23日(金)正午までに、辞退届(任意様式)を提出すること。

7 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 公募型プロポーザル参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を提出期限までに、「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

(1) 提出期限

令和5年6月26日(月)正午まで(必着)

(2) 提出方法

ア 郵送又は持参

イ 持参による提出の受付時間

8時45分～17時00分 月曜日から金曜日(祝日を除く。)

※6月26日(月)は正午まで

(3) 提出書類

- ア 南会津つながり深化事業業務委託企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）
 - ※ 事前に御提出いただいた参加表明書の原本を添付してください。
- イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）
 - ※ 企画提案書にはページ番号を記載すること。20頁以内（表紙、目次を除く。）とする。
- ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）
- エ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- オ 会社概要（第3号様式）
- カ 業務実施体制書（第4号様式）
- キ 定款等の写し
 - ※ 法人格を有しない場合には、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出してください。
- ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）
 - ※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

- ア、キ、ク・・・1部（正本1部）、イ～カ・・・6部（正本1部、副本5部）

8 企画提案書等の作成に関する留意事項

(1) 交流イベントの企画

- ア 共通項目
 - ・ イベント毎に想定開催日時、会場を設定して提案してください
 - ・ イベントの仮プログラムを作成して提案してください。
 - イ みなみあいづ働くひと交流会
 - 話し合いの途中にアイスブレイクやレクリエーションを設けるなど、参加者が話し合いを通して、活発に交流を深めることができるような工夫について提案してください。
 - ウ 広域交流会
 - ・ ①南会津地域のキーパーソン（1名以上必須）、②著名人等（①，②合わせて2名以上）について、候補者を挙げ選定理由等も含めて提案してください。
 - ・ 上記「イ」と関連性のあるプログラム（「話し合い結果」の発表等）について提案してください。
 - エ テーマ別交流会
 - ・ 具体的なコンテンツやテーマについて、コンテンツの説明も合わせて提案してください。
 - ・ 参加対象者（ターゲット）の設定について明確にして提案してください。
- (2) 交流イベントの情報発信・参加者募集方法
- 具体的な参加者の募集方法（チラシの配付、SNS広告等）について提案してください。

(3) 交流イベントの運営

ア イベント実施までの具体的なスケジュール（打合せ、設営等）について提案してください。

イ 運営体制について担当者名と担当業務を明確にして提案してください。

(4) 情報発信・交流ツールの設置

参加者同士がイベント後に交流を継続する場として使用するコミュニケーションツール等について具体的に提案してください。

(5) 安全対策

実施時期やイベント内容等から想定される問題（台風、事故等）について、どのような対策を講じるか明確にして提案してください。

(6) 参加者アンケート

アンケートの実施方法について、具体的に提案してください。

(7) その他

本事業を効果的なものとするために、仕様書に記載されていない活用可能な取組がある場合には、具体的に提案してください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効となる場合

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合。

ウ 提出書類に不備があった場合。

エ 2（4）に示す委託費の上限額を超える提案があった場合。

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

カ 参加提案書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。

キ 本募集要領に違反すると認められた場合。

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画の禁止

複数の企画提案書は受け付けない。

(3) 辞退

企画提案書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

ア 参加者は参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることができます。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

契約候補者の選定は、公募型プロポーザル審査会において、企画提案書の内容を下記「(3) 審査基準」及び「(4) 契約候補者の選定」に基づき選定する。なお、審査に当たり、企画提案書を提出した者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 審査会の実施

ア 開催日

令和5年6月28日(水)

イ 場所

南会津合同庁舎内(福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1)

ウ プレゼンテーションの所要時間

20分以内の説明と20分程度の質疑を実施。

エ その他

詳細(審査開始時間等)については、後日連絡する。

※ 審査会の実施方法について変更があった場合、別途、企画提案者へ通知する。

(3) 審査基準

審査項目	評価の視点	採点			加算率			
		1	2	3				
		4	5	優				
業務理解等	・本事業の目的や業務内容を理解した意欲的な提案となっているか。	1	2	3	4	5	×1	
業務遂行能力等	・業務を円滑に実施できる計画であるか。	1	2	3	4	5	×1	
	・業務遂行のための体制が十分に整っているか。	1	2	3	4	5	×1	
	・過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。 【関連性が高い業務実績の有無や、実績から本事業の実施にあたり活かすことができる能力を有していることが類推可能か等により評価】	1	2	3	4	5	×1	
企画提案	交流イベントの企画	・交流イベントのテーマや内容は適切か。 (参加者の興味・関心を惹きやすく、交流を深めやすいテーマや内容であるか)	1	2	3	4	5	×2
		・交流イベント毎の実施時期や会場は適切か。	1	2	3	4	5	×2
		・参加者の募集方法は適切か。	1	2	3	4	5	×1

	<p>【みなみあいづ働くひと交流会】</p> <p>・話し合いをとおして、円滑に交流を深めることができる工夫がされているか。</p> <p>(アイスブレイクやレクリエーションの有無等)</p>	1・2・3・4・5	×1
	<p>【広域交流会】</p> <p>・キーパーソン、著名人等の設定は適切か。</p> <p>(キーパーソンは企画内容に沿った人物か、著名人は訴求力のある人物か)</p>	1・2・3・4・5	×1
	<p>【テーマ別交流会】</p> <p>・新たなコミュニティの創出または、既存コミュニティの強化につながる工夫がされているか。</p>	1・2・3・4・5	×1
情報発信・参加者募集	・イベント後のコミュニティ継続支援は適切か。	1・2・3・4・5	×1
運営・実施	・イベント運営に必要な人員が配置されているか。	1・2・3・4・5	×1
	・アンケートの実施方法は適切か。	1・2・3・4・5	×1
安全対策	・安全対策は適切か。	1・2・3・4・5	×1
その他	・提案内容は具体的で実現可能な内容か。	1・2・3・4・5	×1
	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	1・2・3・4・5	×1
事業費積算	・業務内容に見合った適切な経費であるか。	1・2・3・4・5	×2
合計 100点満点			

※ 評価基準は以下のとおり評価する。

5点：優れている、4点：やや優れている、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る

(4) 委託候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により、企画提案者ごとの順位を決定する。
- イ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を契約候補者とする。
- ウ 審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを契約候補者の条件とする。

(5) 審査結果の通知等

- ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び総得点」を南会津地方振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表する。
- イ 選定されなかった者は、その日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

ウ 上記「10,(5),イ」に係る回答は、書面が到着した日から起算して10日以内に行う。

(6) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで仕様書を作成することがある。

イ 契約金額の決定

契約金額は協議結果より作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではない。

エ その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議を行う。

1.1 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004

南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1

福島県南会津地方振興局

企画商工部 地域づくり・商工労政課 (担当:主事 山田紘生)

電話:0241-62-5205 FAX:0241-62-5209

E-mail : minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp